GitLab ライセンス販売規約

GitLab ライセンス販売規約（以下「本規約」といいます）は、ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）が、本規約に同意のうえ購入を申し込む注文者（以下「契約者」といいます）に対して販売する、GitLab, Inc.（以下「GitLab 社」といいます）が開発及び提供する「GitLab」に関するライセンスの取引条件を定めるものです。本規約は、弊社と契約者との間で成立する本ライセンスの売買契約の内容の一部を構成し、一体として適用されるものとします。

第１条 （定義）

（１） 「本サービス」とは、GitLab 社が開発及び提供する「GitLab」（SaaS 形式でのサービス提供、又は Self-Managed 形式でのソフトウェア提供）をいいます。

（２） 「本ライセンス」とは、契約者自らが、本サービスを利用するためのライセンスをいいます。

（３） 「サービス資料等」とは、弊社が本サービスの利用条件等を定める本件ホームページ、弊社が別途提示するサービスマニュアル、見積書、申込書等（名目の如何を問いません）、本サービスの詳細を定めたものをいいます。

第２条 （本ライセンスの販売）

１． 弊社は、本ライセンスを契約者に販売するものとし、契約者はこれを買い受けるものとします。なお、本ライセンスの種類、プラン、数量、オプションライセンス、対価、提供形態その他の取引条件の詳細は、サービス資料等に定めるとおりとします。

２． 本ライセンスの購入希望者は、本規約及びサービス資料等の定める条件の全てに同意のうえ、弊社指定の方法に従って本ライセンスの購入申込を行うものとします。

３． 契約者と弊社との間の売買契約は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知することにより行われます。

４． 弊社は、本ライセンスの購入希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、本ライセンスの購入申込みを承諾しない場合があります。

（１） 申込情報に虚偽の記載があった場合

（２） 料金の滞納等がある場合

（３） 本邦外からの申込の場合

（４） その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合

第３条 （本ライセンスの利用条件）

１． 契約者は、弊社より提供される本ライセンスについて、サービス資料等に定める利用の条件、動作環境、及び購入・選択にあたっての技術的・運用上の制限事項（プランの共存制限、提供形態、その他利用制限を含みますが、これらに限られません）を遵守するものとします。

２． 契約者は、GitLab 社が定める利用規約（Current Terms of Use。なお、同規約の名称、URL 及び内容は GitLab 社により随時更新されるものとし、以下「GitLab 利用規約」といいます）に直接同意のうえ、これを遵守するものとします。

第４条 （見積価格及び提案）

１． 本ライセンスの販売価格は、都度見積もり方式によって提示されるものとします。なお、GitLab 社が定めるパートナーライセンス販売に関するルール（案件登録制度を含みますが、これに限られません）に基づき、見積価格の適用、販売、又は見積りの提示自体が制限される場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

２． 本ライセンスの料金（次条に定める追加の本ライセンスを含みます）は、為替変動その他の要因により、提示時期によって変動する可能性があるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第５条 （追加購入及び本ライセンスの利用期間）

１． 契約者が本ライセンスの利用期間中において、本ライセンスの追加購入を希望する場合、弊社は追加分の料金について都度見積もりを提示するものとします。契約者は、追加購入時の単価が、初回購入時の単価と異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

２． 追加購入された本ライセンスの利用期間の終期（更新日）は、原則として初回購入された本ライセンスの利用期間の終期（更新日）に合わせられるものとします。

３．　本ライセンスの利用期間は、当該売買契約の内容を構成する申込書等に定めるとおりとし、利用期間満了による自動更新は行われないものとします。利用期間満了後も継続して本サービスの利用を希望する場合、契約者は、利用期間満了日の３ヶ月前までに弊社にその旨を通知のうえ、再度提示される見積もりに基づく購入申込みが必要となります。

第６条 （返金不可・中途終了）

１．　売買契約成立後、理由の如何を問わず（本ライセンスの利用期間中における契約者の都合による利用停止、又は第 10 条に基づく契約解除等を含みますが、これらに限られません）、弊社は、既に支払われた本ライセンス利用権に関する料金等（年間料金等を含みます）について、日割り計算による返金その他の払い戻しを一切行わないものとします。

２．　契約者が本ライセンスの利用を途中で取りやめた場合、又は契約者の責に帰すべき事由により売買契約が解除された場合であっても、契約者は、当該売買契約に基づく残未払料金全額の支払義務を免れるものではなく、弊社に対して直ちにこれを支払うものとします。

第７条 （サポート及び免責）

１．　本ライセンス及びこれに紐づく本サービスの利用に関するサポート、並びにマニュアル（以下、総称して「サポート等」といいます）の提供条件については、サービス資料等に定めるとおりとし、契約者はこれらを自らの責任において利用するものとします。

２．　契約者は、サポート等の対応言語、提供形態、その他サポート等に関する制限事項について、サービス資料等に基づき、あらかじめ承諾するものとします。

３．　契約者は、本サービスに関するアカウント、ID、パスワード等の初期設定、発行、通知、その他管理手続き等について、サービス資料等において特段の定めがない限り、弊社が一切の管理及び提供義務を負わないことを承諾するものとします。

４．　本サービスは、GitLab 社から契約者に対して提供されるものであり、弊社は、本サービスの提供、動作、内容、システム不具合、セキュリティ侵害、サポート等の対応、その他本サービスに関して何ら保証せず、何らの責任も負わないものとします。

５．　弊社は、本ライセンスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性、セキュリティ、特定の目的への適合性、又は第三者の権利（知的財産権を含みますが、これに限られません）の非侵害性を含め、明示的であるか黙示的であるかを問わず、何ら保証を行うものではありません。本ライセンスの利用に起因又は関連して契約者に生じた損害（システム停止、データ消失、第三者との紛争等を含みますが、これらに限られません）について、弊社は一切の賠償、補償その他の責任を負わないものとします。

第８条 （料金及び支払方法）

１．　契約者は、売買契約に基づく本ライセンスの購入対価を、年間一括払いの方法により、月末締め翌月払いその他当該売買契約の内容を構成する申込書等に定める支払条件に従って支払うものとし、振込手数料は契約者の負担とします。弊社は、売買契約に関連して発生する全ての債権について、個々の債権の発生と同時に、SFI リーシング株式会社に対して譲渡することができるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。また、契約者は、当該譲渡された債権について弊社に対する一切の抗弁（相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済及び時効に関する抗弁を含みますが、これらに限られません）を放棄し、また主張せず、譲渡された債権全額を SFI リーシング株式会社へ支払うものとします。

２．　弊社及び SFI リーシング株式会社は、前項に定める債権譲渡について、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略できるものとします。

第９条 （期限の利益の喪失及び遅延損害金）

１．　契約者は、次条第２項各号のいずれかに該当したときは、弊社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、弊社に対し、直ちに債務の全額を弁済しなければならないものとします。

２．　契約者は、本ライセンスの対価、その他売買契約に基づいて生じる債務の支払を怠ったときは、弊社に対し、弁済期の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第 10 条 （解除）

１．　弊社又は契約者は、相手方が売買契約のいずれかの定めに違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、売買契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

２．　弊社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、直ちに売買契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（1） 支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

（2） 第三者から仮差押え、差押え、その他の強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

（3） 自ら振り出し、又は引き受けた手形若しくは小切手を不渡りとしたとき

（4） 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき

（5） 監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき

（6） 第 13 条（反社会的勢力の排除）の表明及び保証に違反したとき、又は違反するおそれがあると相手方が合理的に判断したとき

（7） その他、売買契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3． 前項に基づき売買契約が解除された場合、解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何ら賠償又は補償する義務を負わないものとします。

第 11 条 （損害賠償）

1． 弊社及び契約者は、本規約及び売買契約に違反し、これにより相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、その賠償を行うものとします。ただし、契約者が第３条に定める GitLab 利用規約の遵守義務に違反したことにより弊社に生じた損害については、この限りではありません。

2． 売買契約に関連して弊社が契約者に対して負う損害賠償の総額は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害の原因となった売買契約に基づき、直近１２ヶ月間に実際に契約者から弊社に支払われた対価の総額を上限とします。

3． 弊社は、いかなる場合であっても、契約者の逸失利益、特別な事情から生じた損害、間接損害、結果的損害、データ消失若しくは破損に伴う損害、又は契約者が第三者に対して支払った賠償金、解決金等については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 12 条 （秘密保持）

1． 弊社及び契約者は、売買契約に基づき相手方より開示され、又は知り得た相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として厳重に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示又は漏洩せず、また、売買契約の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、法令に基づき開示義務を負う場合、又は管轄官庁若しくは司法機関の命令等により開示を要求された場合は、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。

2． 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報に含まれないものとします。

（1） 開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報、又は既に自己が保有していた情報

（2） 開示を受けた後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報

（3） 適法な開示権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

（4） 秘密情報に依存することなく、独自に開発した情報

（5） 相手方から秘密保持の必要がない旨、書面で確認された情報

第 13 条 （反社会的勢力の排除）

1． 弊社及び契約者は、自ら、自らの取締役、執行役、執行役員その他の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者、又は主要な株主（以下、総称して「役員等」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって保証するものとします。

（1） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（4） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5） 役員等又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2． 弊社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約するものとします。

（1） 暴力的な要求行為
（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4） 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
（5） その他前各号に準ずる行為

第 14 条 （権利義務の譲渡禁止等）

弊社及び契約者は、相手方の書面による事前の承諾なく、売買契約から生ずる契約上の地位、権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 15 条 （残存条項）

売買契約がいかなる事由により終了した場合においても、第 11 条（損害賠償）、第 12 条（秘密保持）（ただし、売買契約の終了後 3 年間に限る）、本条、第 16 条（準拠法）及び第 17 条（裁判管轄）の各条項は、引き続き有効に存続するものとします。

第 16 条 （準拠法）

本規約は、日本国法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第 17 条 （裁判管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 （規約の変更）

1． 弊社は、本サービスの内容及び本規約を、契約者の承諾を得ることなく、必要に応じて変更することができるものとします。
2． 本サービスの内容及び本規約の変更について、弊社は、弊社ホームページ上又は弊社が適当と判断する方法により、契約者に通知するものとします。ただし、サービス資料等の変更については、弊社が重要な変更であると判断したものを除き、契約者に通知しないものとします。
3． 契約者は、本条に定める変更について、前項に基づく通知後 30 日以内に弊社に対して書面等により異議を申し立てて売買契約を解約しない限り、当該変更を承諾したものとみなします。

附則

本規約は、2026 年 10 月 30 日から実施します。